

Weekly コラム

令和元年 9 月 17 日

〒541-0055 大阪市中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

残業時間の上限が規定される

◆労基法の改正 時間外労働の上限規制

労働時間の定めは労働基準法で原則 1 日 8 時間及び週 40 時間、毎週少なくとも 1 回の休日を取り、これを超える時は 36 協定(時間外労働の労使協定)を締結、届出が必要とされています。これまで 36 協定で定める時間外労働について厚生労働大臣の告示による上限基準はありましたが、特別条項付き協定を締結すれば限度時間を超えることができました。これが長時間労働に拍車をかけるとして、告示に留まっていた時間外労働の上限規制が新年度の 4 月から改正され罰則付きで労基法に規定されました。

◆改正内容

今回の改正によって、

(1)法律上時間外労働の上限は原則として月 45 時間・年 360 時間となり、臨時的な特別なことが無ければこれを超えられません。

(2)臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも次の規制があります。

- ・時間外労働が年 720 時間以内
- ・時間外労働と休日労働の合計が月 100 時間未満
- ・時間外労働と休日労働の合計が 2 か月、3 か月、4 か月、5 か月、6 か月のそれぞれの平均ですべての時間外労働が 1 月当たり 80 時間以内
- ・時間外労働が月 45 時間を超えられるのは年 6 回が限度
- ・上記に違反した場合には罰則(6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金)が科せられる可能性があります。

注:上記内容は特別条項の有無にかかわらず規制がかかります。また、時間外労働が 45 時間以内であっても時間外労働と休日労働の合計が月 100 時間以上になることは認められていません。

◆36 協定で定める留意事項

今年度より 36 協定届は新様式になりました。改正点は次の通りです。

- (1)1 日、1 か月、1 年のそれぞれの時間外労働の限度を定める必要があります。
- (2)協定期間の起算日を決定します。
- (3)時間外労働と休日労働の合計が月 100 時間未満、2~6 か月の月平均 80 時間以内にします。
- (4)限度時間を超えて労働させるのは「臨時的な特別な事情がある場合」に限られます。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。